



こたけ

議会だより

第 219 号

平成29年11月1日

■発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496-2-1967
 FAX 09496-2-1140
 ■編集 議会広報編集委員会
 ■印刷 マツオ印刷株式会社



西小学校



南小学校

もくじ

- ◆ 主な議案 2
- ◆ 平成29年度補正予算 2
- ◆ 平成28年度決算 3
- ◆ 一般質問 4

9月定例会

(平成29年9月7日～平成29年9月22日 16日間)

お知らせ

年賀状などのあいさつ状を出すことは禁じられています。

今年も余すところ2ヶ月となりました。議員は年賀状・寒中見舞などのあいさつ状を出すことは、公職選挙法で禁止されています。

9月定例会の主な議案

9月定例会は、9月7日から22日まで、会期16日間の日程で開かれました。

平成29年度補正予算

一般会計 …… 1,940万円

特別会計

(国民健康保険特別会計 1,121万円)
(後期高齢者医療特別会計 23万円)



可燃・不燃ごみ袋料金改定

現行(消費税8%含む)
指定袋(大)10枚 840円
(小)10枚 680円
改定後(消費税8%含む)
(大)10枚 740円
(小)10枚 582円

※平成30年4月1日から
10枚単位で約100円値下げ

可燃ごみ・不燃ごみの指定ごみ袋料金は、平成30年4月1日から次のとおり引き下げられます。

小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正

予算委員会の主な質疑

問 PFI事業で、優良賃貸住宅と七福町営住宅を建てる計画だが、町営住宅だけでPFI事業ができるのか。
答 町営住宅単独でのPFI事業は出来るとは思うが、一般財源の持ち出しが、多少増えることが憂慮される。

問 従来型の25年に対し、PFI事業は40年と事業期間が長期になるがメリットがあるのか。
また、将来債務が増えることはないのか。
答 従来型より交付金が付き、維持管理費も安く40年間の返済で予算の平準化が図られる。
金額が上がる想定はしていない。

問 七福団地住宅環境整備のPFI事業における約29億5千万円の計算根拠は。
答 近隣の市営住宅を参考に、施設整備費・維持管理費・移転費用も含めて計算している。

平成28年度 決算



会計	歳入	歳出	差引	
一般会計	47億1,123万円	44億3,989万円	2億7,134万円	
特別会計	国民健康保険	11億6,410万円	11億5,037万円	1,373万円
	後期高齢者医療	1億3,386万円	1億3,363万円	23万円
	農業集落排水事業	4,625万円	4,625万円	0円
	公共下水道事業	4億140万円	3億8,671万円	1,469万円
	町立病院事業	5億2,429万円	5億9,846万円	△7,417万円
	水道事業	1億9,524万円	1億9,373万円	151万円

決算委員会の主な質疑

問 認定こども園での教諭と保育士の給食で待遇に差があるのか。

答 認定こども園の旧幼稚園教諭は学校給食を利用している。旧保育所は、乳幼児に給食を作っているので保育士は利用してない。今後、学校給食の利用を検討する。

問 待機児童の関係で入園を断られることがあると聞か、待機児童の状況は。

答 現在、待機児童はいない。入園の相談時に詳しく説明する。

問 年齢別の保育士等の配置基準、その他基準に対する保育士等の配置状況は。

答 0歳児は3人体制、2歳児・3歳児は30人に1人の定めがある。現状は0歳児は5人、3歳児は2人、4歳児以上は1人配置している。

問 待機児童をなくすためには、配置基準より多い保育士を確保する必要があるが、どのような計画なのか。

答 保育士の給料・処遇改善を進めて、保育士・保教諭の確保に努める。

問 巡回バスの増便のため、小竹・天道線バス路線を廃止して、巡回バスの増便を検討しないか。

答 飯塚に向かうバス路線と接続する巡回バスの絡みがあり、今後の課題とする。

問 職員の時間外手当総額は。

答 平成28年度の総額は、2039万円。

問 町営住宅入居者は、住宅の管理補修に不満と不安を抱えているが、今後の対応は。

答 七福団地を除き、長寿命化計画の中で、建替えか修繕かという計画の内容を喫緊に判断するが、現状では修繕改修で維持管理を行う予定。

問 平成30年度から米の直接支払交付金が廃止され、農業経営が厳しくなるが、その影響額の推計は。

答 作付面積

麦	39.0 ha
大豆	33.4 ha
米粉米	3.4 ha
飼料米	2.7 ha
WCS用稲	6.2 ha

平成28年度の実績から影響額は約360万円となる。

問 麦・大豆の生産技術向上の補助金の継続はできないか。

答 今後も継続する予定です。

問 生産調整が廃止されるが農家への周知はどうするのか。

答 制度が大きく変わるため、集落座談会等を実施して周知を図る。

問 住宅新築資金等の残額、対象者数および今後の徴収方法は。

答 残額は9960万円。31人の対象者のうち、死亡・居所不明等が19人、今後も引き続き調査をする。

問 住宅使用料の未収金が10%あるが、滞納者の分析は。今後の収納対策と目標は。

答 10%相当の方は71人、約5千万円の滞納。延べ人数464人、実人数170人。文書督促や納付誓約の指導を行い、収納率95%を目指す。

問 町営住宅の修繕や新築するための基金の積み立てを。

答 今後、投資する事業もあるため、全体を含めた中で検討する。

問 固定資産税の滞納者の中で居所不明者等の内訳は。

答 滞納者総数247人のうち、居所不明、死亡者が85人、滞納額約589万円。宅地・山林等の内訳は把握していない。

問 農業集落排水事業の公債の償還終了年は。また、採算は取れるのか。

答 平成27年度以前の起債の償還は平成40年、以後の起債は平成59年となっている。供用開始から20年が経過し、機能診断をして維持管理の計画を策定する必要がある。

現在、県の審査中で、その結果、更新となれば国の補助金・交付金を使って更新することになる。

問 下水道事業の継続を見直すべきでは。

答 中流域関連公共下水道として、福岡県・直方・宮若市、本町と共同実施している事業で、若干の区域の見直しはしているが、本町だけが撤退することは困難である。



そこが知りたい 一般質問

●町営住宅の現状と今後の課題および対策は

谷川 龍児 議員



問 現在6団地の町営住宅がある。耐用年数が経過し老朽化した住宅、空家、町全体の町営住宅戸数、解体戸数、空家戸数、入居戸数はどうなっているのか。

答 これまで建設した町営住宅623戸、空家70戸、入居戸数453戸。

問 各団地では老朽化や退去者の住宅は補修されずに空家になっている。家屋の内外装も傷んでおり、電気系統等の設備、又敷地内の除草、更地の管理も不十分であり、総点検をすべきではないか。

答 入居者が退去し空家になった住宅は次の入居者のためリフォームを行う。

ただし、老朽化が進み多額の費用を有する場合は行わない場合もある。耐用年数がかかり過ぎ、老朽化が激しい住宅は、順次解体する方針をとっている。敷地内の除草は可能な限り実施、法令に基づく施設の点検、状況の把握、管理を行っている。

問 町営住宅の老朽化、空家が年々増加している。公営住宅長寿命化計画に基づく修繕等年次実施状況、七福団地を除く町営住宅の修繕改修を今後どうするのか。

答 公営住宅等長寿命化計画は、平成23年度から平成32年度としている。5年ごとに人口減少を見据えて見直し、用途廃止や集約を検討、戸数の適正化を図り、老朽化対策や修繕を行う必要があり、建て替えや改修のための基金等、今後検討を加えていきたいと思う。

問 町営住宅管理を、定住促進住宅の指定管理者制度と同様に民間委託を導入してはどうか。

答 指定管理者として、民間委託、住宅施策審議会の設置も含めて今後検討を加えて行く。





●町営住宅の建て替え
●小竹駅西口開発
●町の舵取り

●庁舎建設
●町立病院

和田 立美 議員

問 地方創生の目玉の一つ、PFI、民間資源の活用として、七福町営住宅建設に導入しようとしている。住民の将来に重い負担となると思うが、従来型の行政主導の方法では出来ないのか。

答 七福町営住宅は町の財政事情を考慮した場合、PFI手法の方が交付金の交付率が高く、月賦払いにより財政負担を平準化できる。また、設計、建設、維持管理を一括発注することで、事業者の実力が発揮される。従来型に比べ、効率的・効果的であり事務負担の軽減になる。PFI手法が望ましい。

問 庁舎建設場所、規模、予算および財政的裏づけは。住民の声が届くプロジェクトの創設を。

答 ○建設場所 小竹駅西口
○総事業費 21億5千万円
○新庁舎建築費 11億3600万円
○歳出財源 起債
17億6千万円
本町単独事業 3億9千万円
交付税の戻り 2億円
本町の支出 19億5千万円
庁舎建設審議会 答申、議会の庁舎建設特別委員会の調査報告のとおり行う。

問 小竹駅西口開発の3千㎡および残りの4万㎡の開発をどうするのか。

答 3千㎡は先行投資として透明性を確保したこと、業者選定を実施し、その他の全体計画を検証して、状況判断しながら開発事業を進める。

問 町立病院経営健全化の中で、事務局体制は整っているのか。

答 町立病院の人事は、経営再建中であり、病院財政に負担のないよう人事異動を行った。事務局員のプロパー化で事務効率を図る。

問 厳しい財政の中、人口の減少、少子高齢化が進行し、地方創生政策による定住促進等、町政もどちつかずの状態にある。どのような舵取りをして行くのか。

答 安全安心で住みたいまちづくりは、自治会中心のコミュニティが最も求められる。少子高齢化の中で、障がい者・高齢者問題、教育、第5次総合計画の基本理念に基づき、安全安心で暮らせるまちづくりを進めて行く。



そこが知りたい 一般質問

●小・中学校給食費の無料化 ●子ども医療費制度の拡大・拡充

吉野 欽也 議員

問 小・中学校の給食費の無料化で、子育て世帯の経済的負担の軽減を。

答 本町の重要政策の兼ね合いから現在は、一部助成を行っているが、今後の検討課題としたい。

問 知・徳・体の基礎となる食育を教育的観点からどのように認識されているのか。

答 食育基本法の制定以来、栄養教諭の配置や早寝早起き朝ごはん運動により、欠食児童をなくす取り組みや体育・総合の学習時間を利用して、栄養教諭を加え、食育の授業を実践している。

問 給食費の納入方法・不正があった場合の補償などの対応や解決策のために、公会計化にしないか。

答 公会計化にすると町の監査委員から監査をうけるので、透明性がより確保できる。
□座振替制度の徹底が原則となるので、その他のメリットも考えて、教育委員会と充分に協議をしながら検討したい。



問 子育て世代等の移住・定住の施策として、子どもの医療費制度を拡大・拡充しないか。

答 医療費は就学前は入院・外来ともに無料。

○小学生
入院1日500円
月7日を限度

最大3500円
外来は月

1200円を限度

○中学生
入院のみ

1日500円
月20日限度

最大1万円

県の助成対象は、小学校6年生までなので、それ以上は町の単独出費となり、今後の財政状況を見定めながら、歳入の確保ができれば、拡大・拡充を検討する。また、国や県に対して、医療費制度拡充の要望を行っていききたい。



●国民健康保険制度の一部改正

水谷 日出男 議員

問 国民健康保険制度の改革が平成30年度から実施され、福岡県が財政運営の責任主体となり、国保事業の安定化を目指すとなっている。

① 県と町の役割分担は。

答 国保事務の効率化・標準化・広域化を推進する業務を県が行う。

また、市町村ごとの標準保険料を算定し、公表する町で財源不足が生じた場合貸付を行う。

② 町は一般会計繰入金・基準外繰入金で調整運営しているが、対応は。

答 市町村ごとの国保事業納付金決定、決定通知された納付金を繰入金を含め納付する。

③ 国民健康保険納付金の決定方法と賦課・徴収は。

答 標準保険料を参考にして、保険税を決定し、徴収は町で行う。

平成30年に直ちに保険料の県内均一化は行わず、制度施行後3年間は緩和措置を維持していく。

④ 被保険者証の発行で、保険料未納者の資格管理はまた、減免制度は。

答 保険給付の申請・各種届け出は、町が行う。

医療の受け方も今までのとおり。保険料は、平成29年10月中に県の仮算定が算出され、12月末を目途に県の条例、納付金等の審議がなされ、平成30年3月までに予算審議の予定。

本町は、納付金の決定後、保険税率も考えながら、国保運営審議会で審議を経て、来年3月の議会で条例等の審議の予定。

⑤ 市町村により医療費サービス・保険給付に差が生じるが保険給付は。

答 給付に必要な費用を全額町へ支払い、保険給付の点検・助言・指導など被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施する。



① 被保険者数等の状況

	平成27年度	平成28年度	増 減
被保険者数(年度末現在)	2,050人	1,937人	△ 113人
世帯数(年度末現在)	1,325世帯	1,261世帯	△ 64世帯

② 国民健康保険税の状況

	平成27年度	平成28年度	増 減
国保税調定額	145,215,400円	158,190,500円	12,975,100円
1世帯当たりの国保税の額	106,541円	120,940円	14,399円
1人当たりの国保税の額	67,825円	78,468円	10,643円

③ 医療費の状況

	平成27年度	平成28年度	増 減
療養の給付等の費用額	910,738,694円	849,130,710円	△ 61,607,984円
1人当たりの医療費	425,380円	421,196円	△ 4,184円

④ 一般会計繰入金の状況

	平成27年度	平成28年度	増 減
一般会計からの繰入金	113,993,358円	98,258,084円	△ 15,735,274円
上記のうち基準外繰入金	30,508,000円	20,000,000円	△ 10,508,000円

そこが知りたい 一般質問

●LGBTの方々に対する現状認識と対策 ●通学時の生徒の負担軽減を

大安 美佐代 議員

問 LGBTの方々等に対する居場所づくり、啓発活動や相談支援体制はどうなっているのか。

文部科学省が平成27年4月に性同一性障がいの子どもの生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について通知し、学校における適切な教育相談の実施を促している。

また、平成28年4月には、性同一性障がいや性的思考、また性自認にかかる児童生徒に対する教職員向けの資料を公表している。

教育現場においては、どのような対策がとられているのか。

男子が着ても女子が着ても違和感のないような制服の導入を考えないか。

答 平成27年7月の人権講演会でLGBTの家族と友人をつなぐ会の会長を講師として、啓発活動を行った。住民に周知していくことは大事であり、人権擁護委員、法務局、教員などによる相談体制も必要である。

さまざまな人たちが悩み、苦勞されている。

人権、平和、反社会というものを含めた中で、行政としてどのように対応できるのか、今後考える。

LGBTの研修会を教職員、教育委員会の職員、保護者、PTA関係者を対象に開催した。

学校においては、県主催の校長会、教頭会で研修会を行った。

また、校長を中心とした職員向けの校内研修会を実施し、中学校に講師を招いて、性の多様化と生き方の授業を行った。

校内職員会議を定期的に実施し、その中でLGBTを含めた、さまざまな諸問題は、常に情報を共有し、子どもたちが相談しやすい体制を構築している。

制服は生徒、保護者の意向を踏まえたうえで、丁寧に対応をしたいと考えている。

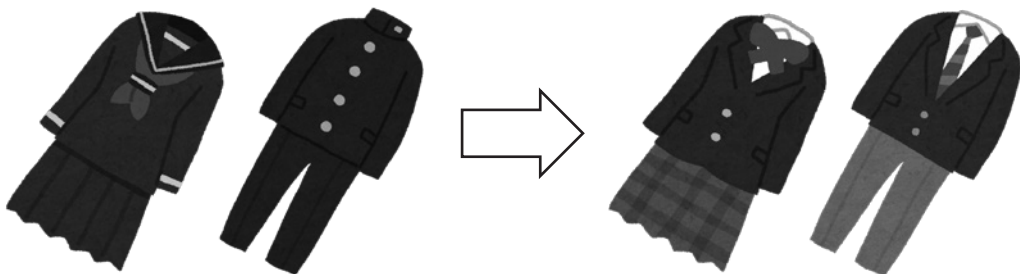
※ LGBTとは

L レズビアン
女性性の同性愛者

G ゲイ
男性性の同性愛者

B バイセクシャル
両性愛者

T トランスジェンダー
心と体の性が一致しない人



問 中学生のかばんが重たい。自転車に積んだときに危険である。改善ができないか。

答 以前に比べ、教科書のサイズが大きくなっており、重さも重くなっている。

自宅に持ち帰る教科書と教室に置いてよい教材は分けている。

かばんが、バック方式になっており、手に下げることも背中に背負うこともできる。

自転車に乗るときは、かばんを背負い、事故がないように指導している。



●学校教育 ●御徳地区太陽光発電所建設の影響は

宮野 一男 議員

問 主権在民の現憲法下では、教育勅語は使用をすることはできないと思うが、教育委員会の見解は。

答 教育勅語の憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることは否定されることがではないと本年3月、閣議決定がなされた。今後も学習指導要領を順守し、教育勅語の教材使用は考えていない。

問 今回、道徳教科書の検定を受けた出版社の中には、道徳の手法として紹介する人物に経済界での成功者を数多く掲載しているものもあると聞く。これは、明らかに検定基準に反している。

教育委員会は、どこの出版社の教科書を採用されたのか。

答 教科書は文部科学省が定める学習指導要領に添って、教科書会社が見本を作成する。それを文部科学省に提出し、国の教科書検定審議会で、合格したもののの中から採択をする。直轄2市2町が共同で協議した結果をもとに小竹町教育委員会では株式会社光文書院の教科書を採用した。



問 御徳地区太陽光発電所は直方市の中泉地区、飯塚市の勢田地区にまたがる大規模なものである。

ここを開発すれば有害物質が権現堂の溜池に流れ込むことが十分に考えられる。権現堂溜池は農業用であり、万が一に備えて庄内川の水を利用することが可能か。

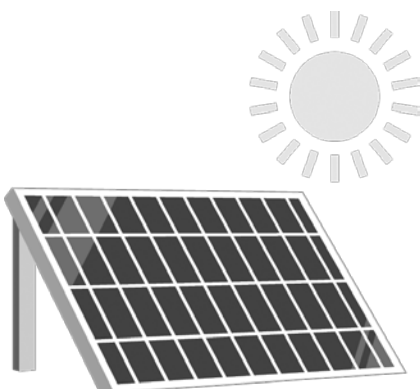
建設予定地は山林で、イノシシや多くの野生動物が生息をしている。安全対策が必要であると思うが。

答 太陽光発電施設の建設を予定している事業者から素材や内部の物質は、土壌にも水質にも影響はないという報告を受けている。

町は、事業者に對し、農業用溜池としての水質確保の重要性を再認識してもらい、定期的な水質検査の実施を求めたい。庄内川の農業施設としての水利権はない。

町は箱罟を設置し、猫友会の協力のもとにイノシシ等の捕獲を行っている。

農家を対象に電気柵やワイヤーメッシュ柵などを使って、侵入防止策の資材購入費に對し、補助を行っている。



議会が同意した人事

教育委員会委員

浅原 喜代子氏 (再任)



住 所 御徳一区4組
生年月日 昭和22年9月17日

吉良 裕憲氏 (新任)



住 所 新多区12組
生年月日 昭和26年6月12日

人権擁護委員

大屋 太氏 (再任)



住 所 新多区12組
生年月日 昭和20年7月9日

編集後記

町村議会広報研修会が9月29日に東京に於いて開催された。

一番印象に残ったことは、「伝える広報」から「伝わる広報」への講演内容だった。

わが町においては、予算の都合上、質問の内容を少しでも多くの方々に読んでいただきたいとの思いから、少ないページに如何に多くの記事を載せることができるとかに視点がいき、読みづらい「議会だより」となってしまうことを反省した。

文章は、短く、見た目よく、1文65字以内で書くことがとても大切なことだと教わった。

今後は広報委員で書いた文章をもう一度点検しながら、少しでも研修したことが生かせるような議会だよりに挑戦していきたい。

(議会広報編集委員会)

委員長 大安美佐代

議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は、手続きが面倒と思われるのではないのでしょうか。そうではありません。傍聴の手続きは、受付簿に住所、氏名、年齢、性別を記入するだけです。

議会は、予算や条例をはじめ、行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりをめざして審議をしています。

なお、例会会の開催予定日が近づきましたら、役場

の掲示板、ホームページでお知らせします。

傍聴場所は、役場3階議場内傍聴席です。

また、テレビ放映による傍聴は、手続きは不要で役場1階ロビー、町総合福祉センターでできます。

詳しくは、議会事務局まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話 ②-11907

【議会傍聴案内図】

